

～外貨関連～

国家外貨管理局上海市分局、 越境貿易・投資のハイレベルな開放政策を公布、 利便化試行措置を上海全域に展開、適格要件の緩和も

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

国家外貨管理局上海市分局は、2024年1月23日付で『越境貿易・投資のハイレベルな開放の試行展開に関する通知』¹（上海匯発[2024]3号、以下『通知』）を公布し、同日より施行するとしました。

2022年1月、国家外貨管理局は『越境貿易・投資のハイレベルな開放の試行』²を公布し、上海自由貿易試験区の臨港新エリア（以下、「上海FTZ臨港新エリア」）、広東自由貿易試験区の広州南沙新区、海南自由貿易港の洋浦経済開発区、浙江省寧波市北倉区などにおいて、越境貿易・投資に関する外貨管理面の規制緩和を試行しました。

2023年12月15日に、国家外貨管理局は『越境貿易・投資のハイレベルな開放の試行拡大に関する通知』³（匯発[2023]30号）を公布し、これまで上記の地域で試行された一部利便化措置の適用地域を上海市、北京市、江蘇省、浙江省、広東省、海南省全域に拡大するとしました。その後、各試行地域の外貨管理分局は、上記の方針に基づく実施細則を相次ぎ公布し、匯発[2023]30号で明確にされなかった企業・銀行の適格条件や利便化措置の詳細を盛り込みました。本稿では国家外貨管理局上海市分局が公布した『通知』を取り上げて、ご説明いたします。他の試行地域の実施細則の主な内容は『通知』と概ね同様です。

従来の規定に比べ、『通知』は、経常項目の利便化措置に係る企業・銀行の適格要件の緩和による対象範囲の拡大を通じ、より多くの企業の利便化措置の適用に便宜を図ります。資本項目の利便化措置については、ファイナンスリース会社の外債枠共有業務及び外商投資企業の国内再投資登記を取り扱う際の提出資料の明確化、国外上場関連登記手続き時限の緩和・明確化などを行いました。



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。 <http://www.safe.gov.cn/shanghai/2024/0123/2068.html>

² 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第591号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。 <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0643-XF-0105.pdf>

³ 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第696号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。 <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0749-XF-0105.pdf>

『通知』は、経常項目関連5措置、資本項目関連3措置、計8措置から成り、内容は図表1の通りです。

【図表1】越境貿易・投資のハイレベルな開放の利便化措置

項目	利便化措置
経常項目	①経常項目外貨資金受払の更なる利便化 ②銀行による新型国際貿易決済業務の最適化の支持 ③貿易収支の相殺差額決済の適用範囲の拡大 ④期限超過など貨物貿易における特殊外貨払戻に係る登記の免除 ⑤サービス貿易における立替・分担業務管理の最適化
資本項目	⑥ファイナンスリース会社の外債枠の子会社への適用 ⑦外商投資企業による中国本土での再投資に係る登記の免除 ⑧銀行による一部資本項目（外債、国外上場）外貨登記手続きの実施

（『通知』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

経常項目利便化措置の適格要件を緩和

『通知』の添付文書1『上海市越境貿易のハイレベルな開放実施細則』（以下、『実施細則1』）では、上記図表1の利便化措置①～⑤の詳細を定めています。『実施細則1』の施行に伴い、2022年6月30日付で公布された『優良企業の貿易外貨収支利便化試行政策の質・効果の更なる引き上げに関する通知』⁴（上海匯発[2022]22号）は失効となります。

□ 適格要件の緩和

優良企業とコンプライアンス基準に適合する銀行（以下、「法令順守銀行」）の資格要件は下記の通り緩和されました。そのほかに、企業に対して、財務面における従来の「リスク中立」の要件を撤廃し、取引のエビデンスの記録・管理手段について、従来の「電子化手段」を拘らず、関連文言を削除しました。

【図表2】優良企業・法令順守銀行の資格要件の比較

項目	上海匯発[2022]22号	『通知』	変更点
企業	貨物貿易外貨収支利便化試行を申請する企業は直近3年間の貨物貿易外貨管理分類が連続してA類で、直近3年間所在地の外貨管理局による処罰を受けたことがない	貨物貿易外貨の受取・支払企業リストの掲載企業である場合、直近2年間の貨物貿易外貨管理分類が連続してA類で、かつ外貨管理局による処罰を受けたことがなし	A類に認定された年数を「直近3年間」から「直近2年間」へ、外貨管理局による処罰を受けたことがない年数を「直近3年以内」から「直近2年以内」へ緩和
銀行	直近3年間の当局による外貨業務関連考課等級は、全てB+以上	直近3年間の当局による外貨業務関連考課等級は、全てB以上で、かつ少なくとも2年間はB+	B+と評価された必須年数を3年から2年間に緩和

（『実施細則1』などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

『実施細則1』第5条では優良企業の資格要件を図表3の通り定めています。

⁴ 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第620号をご参照ください。下記のURLよりダウンロードできます。
<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0673-XF-0105.pdf>

【図表 3】優良企業の資格要件

項目	資格要件
業務取扱継続年数	原則として法令順守銀行において2年以上連続で経常項目の外貨収支業務を取り扱う
財務集中管理の 集団型企业	財務集中管理を実施する集団型企业が優良企業を申請する場合、上海市に登録しているメンバー企業のうち1社（以下「主宰企業」）がまとめて法令順守銀行に申請 ▶ 主宰企業は原則、法令順守銀行において2年以上連続で経常項目の外貨収支業務を取扱う ▶ その他のメンバー企業（遠隔地におけるメンバー企業を含む）は集団内部の財務集中管理に組み入れられる必要があり、法令順守銀行における経常項目の外貨収支業務を2年以上継続しなくてもよい
貿易信用、トレード ファイナンス	▶ 誠実で信用を守り、コンプライアンスを順守し、経営状況が良好 ▶ 資金収支及び貿易信用、トレードファイナンスがその生産経営の実況に合致
外貨管理分類	貨物貿易外貨の受取・支払企業リストの掲載企業である場合、直近2年間の貨物貿易外貨管理分類が連続してA類で、かつ外貨管理局による処罰を受けたことがない
貿易収支と 取引の真実性	▶ 経常項目の外貨収支業務を監督・評価する専門員を配置 ▶ 経常項目外貨収支及び取引の真実性、論理性と合理性を自ら証明する能力を備え、取引のエビデンスを残す
その他	リスク防止のために、法令順守銀行が定めたその他の条件

（『実施細則1』などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

なお、旧法では「異常または規定違反行為により試行資格を取り消された銀行及び企業は、原則として2年以内に試行業務を再度申請してはならない」と規定されました。『通知』では、前記の関連文言を削除しました。試行資格を取り消された企業は優良企業の再申請が可能なのか否か不明なので、『通知』に関する当局の「Q&A」などを引き続き見守る必要があります。

□ 利便化措置内容の明確化

『通知』の利便化措置は、2022年1月に上海FTZ臨港新エリアで試行された利便化措置⁵をベースに、旧法の内容を統合したものです。従来の規定に比べ、相殺差額決済（ネットィング）に関する内容をより詳細化し、適用状況を初めて明確にし、実施頻度や実際の受払データ、原状回復データの国際収支申告方法も詳しく決めました。利便化措置の詳細は図表4をご参照ください。

【図表 4】経常項目の利便化措置

項目	資格要件
貿易収支の 相殺差額決済 の適用範囲の 拡大	▶ 優良企業が同一の海外取引相手と経常項目外貨業務を展開する際、法令順守銀行はリスク制御可能を前提に、当該企業に対し、下記の相殺差額決済業務を取り扱うことが可能 ✓ 国内外関連企業間の一般貿易収支の相殺差額決済 ✓ 商品代金と早出料、滞船料の相殺差額決済 ✓ 販売代金と関連リベートの相殺差額決済 ✓ 運賃収支の相殺差額決済 ✓ 外貨管理局が規定するその他の状況 ▶ 相殺差額決済を展開する企業は、未収金と未払金を適時に決済すべき、原則として四半期ごとに1回以上の相殺差額決済を実施

（『実施細則1』などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

⁵『中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリアの越境貿易・投資のハイレベルな開放に向けた外貨管理改革試行実施細則』（上海匯發[2022]4号、2022年1月公布）

【図表 4】 経常項目の利便化措置（続き）

項目	資格要件
外貨資金受払の更なる利便化	1 件当たり 5 万米ドル相当以上のサービス貿易などの外貨支出について、「サービス貿易等項目の対外支払税務届出表」の事後確認を認める (注) 一般企業の場合、銀行で手続きの際上記の「届出表」を提出しなければならない
新型国際貿易決済業務の最適化	法令順守銀行は地域の戦略位置付けと業界特色に応じ金融サービスを開発し、優良企業の真実的、適法な新型国際貿易 ⁶ に係る外貨収支業務を自ら取り扱うことが可能
サービス貿易における立替・分担業務管理の最適化	優良企業の下記の立替・分担業務につき、法令順守銀行は真実性、妥当性を審査した上で、関連手続きを取り扱う <ul style="list-style-type: none"> ✓ 優良企業と海外の関係会社との間に発生した 12 カ月超のサービス貿易項目の立替・分担業務 ✓ 関係性のない海外会社との間に発生したサービス貿易項目の立替・分担業務 (注) 一般企業の場合、1 件当たり 5 万米ドル相当超のサービス貿易取引における関連関係を有する国内・国外機関の間での外貨収支につき、立替あるいは分担の期間は原則 12 カ月を超えてはならない
期限超過など貨物貿易における特殊外貨払戻に係る事前登記の免除	法令順守銀行が優良企業に対し、貨物貿易における下記の特種外貨払戻業務を直接取り扱うことが可能、当該企業は事前に外貨管理局での登記手続きを不要に <ul style="list-style-type: none"> ✓ 外貨払戻日と元の受取・支払日との間隔が 180 日を超える貨物貿易業務 ✓ 特殊な状況によりもとのルートでの外貨払戻ができない貨物貿易業務 (注) 貨物貿易外貨管理分類 A 類の企業の 1 件当たり 5 万米ドル相当以下の特殊外貨払戻業務に係る事前登記の免除政策はすでに全国に普及

(『実施細則 1』などに基づき、中国アドバイザー一部作成)

資本項目利便化措置を最適化

□ リース会社の外債枠共有手続きを最適化

ファイナンスリース親子会社の外債枠共有業務とは、ファイナンスリース会社の子会社が自身の外債限度額が不足する際、親会社がまだ使用していない外債限度額を利用し、外債を借りることを指します。当該業務は、2020 年 6 月に上海 FTZ ですでに試行を開始しました。

『通知』の添付文書 2『上海市ファイナンスリース親子会社の外債枠共有業務実施細則』（以下、『実施細則 2』）は、2020 年 6 月に公布された「中国（上海）自由貿易試験区におけるファイナンスリース親子会社の外債枠共有業務の展開に関する通知」（上海匯発[2020]30 号）の内容を踏襲した上、これまでの試行状況を踏まえ、業務申請資料に親会社の資産・負債状況資料及び子会社の財務報告書を追加し、子会社の外債契約・変更手続きの提出書類を明確にしました。また、子会社が共有した外債枠の実際の利用状況について当局への定期報告を不要にしました。特に、子会社が銀行での外債契約・変更手続きの提出資料について、「その他の関連許認可文書（発展改革部門の審査登記書類がある場合）」と明記されたため、中長期外債を借りる場合、事前に発展改革部門から「企業外債借用審査登記証明」⁷の取得が必要か否か、外貨管理局との事前確認が必要です。

なお、『実施細則 2』の主な内容は図表 5 の通りです。

⁶ 越境 EC や保税メンテナンス、新型オフショア国際貿易などの貨物貿易とサービス貿易を含みますが、これに限定されません。

⁷ 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 643 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/worId/info/cndb/express/pdf/R419-0696-XF-0105.pdf>

【図表5】ファイナンスリース親子会社の外債枠共有業務

項目	資格要件
ファイナンスリース親子会社の定義	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ファイナンスリースの親子会社とは、ファイナンスリース会社と、ファイナンスリース業務を展開するために傘下に設立した特別目的事業体(SPV)を指す ➢ 金融リース会社は対象外
親会社と子会社の資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 親会社、子会社は上海市内で登録 ➢ 外債枠共有のニーズが確実にある ➢ 完備された外債枠共有業務の内部制御制度を有する(関連職責の分担、リスクモニタリング・制御、外債資金の使用管理、外債枠管理、外債枠共有業務関連手続きフロー等を含むが、これらに限定されない) ➢ 明確な外債枠共有業務方案を有する ➢ 直近2年以内に重大な外貨規定違反の行為がない(設立して2年未満の場合、設立日から外貨規定違反の行政処罰記録がない) ➢ 地方主管部門の「経営異常のファイナンスリース企業リスト」の掲載企業ではない
共有外債枠上限の計算式	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 共有可能な外債枠の上限＝親会社の外債枠－親会社使用済の外債枠－Σ各子会社共有済の外債枠 ➢ 試行業務に参加するファイナンスリース親子会社は全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンスモデルで外債を借り入れなければならない
外債枠共有業務の申請書類	<p>親会社は国家外貨管理局上海市分局（以下、「上海市分局」）へ下記の申請資料を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 書面申請書(親子会社の基本状況、親会社の資産・負債状況、借入済外債の状況、外債枠共有方案、違法・規定違反行為なしに関する承諾などを含む) ✓ 関連内部制御制度の原本及び写し ✓ 親子会社の前年度または直近1期の監査済財務報告書の原本及び写し ✓ 親子会社の営業許可証写し
子会社の外債契約・変更手続きの提出書類	<p>子会社は上海市分局へ外債契約・変更登記を申請する際、下記の申請書類を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 書面申請書 ✓ 「マクロプルーデンスクロスボーダー融資リスク加重残高状況表(企業版)」 ✓ 外債契約または主要条項の写し(海外で債券を発行する場合、引受協議書またはグローバル債券証明書などの証明資料) ✓ 前年度または直近1期の監査済財務報告書 ✓ その他の関連許認可文書(発展改革部門の審査登記書類がある場合) ✓ 営業許可証(統一社会信用コード証) ✓ 「ファイナンス会社の親子会社外債枠共有業務状況表」
共有外債枠の変更による再申請	<p>親会社の純資産の変化、試行業務に参加する子会社の増減等が外債枠の共有に影響を与える場合、親会社は遅滞なく上海市分局に外債枠共有業務の申請を改めて提出</p>
外債枠共有業務の終了申請	<p>全ての子会社が共有した枠で借り入れた外債を完済し、かつ外債抹消登記を行った後、親会社は申請書と「ファイナンス会社の親子会社外債枠共有業務状況表」を持参し、上海市分局に当該業務の終了を申請</p>

(『実施細則2』などに基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 外商投資企業の国内再投資の登記を免除

『通知』の添付文書3『国内再投資受入登記の免除試行業務実施細則』(以下、『実施細則3』)第2条に基づく外商投資企業の国内再投資とは、外商投資企業が外貨建ての資本金を使用し、原通貨または元転で得た人民元で国内における持分投資を行うことを指します。国の関連規定、ネガティブリストなど

に違反しないことを前提に、不動産企業を除く外商投資企業が国内再投資を行う際、試行地域（上海市、江蘇省、広東省、北京市、浙江省、海南省、深セン市、寧波市を含む）に登録した投資先企業あるいは持分譲渡機関による国内再投資受入登記は不要となります。

『実施細則 3』は、『中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリアの越境貿易・投資のハイレベルな開放に向けた外貨管理改革試行実施細則』（上海匯発[2022]4号）の内容及び、『改革の更なる深化、越境貿易・投資の利便化促進に関する通知』⁸（匯発[2023]28号）における資本項目関連口座管理の内容を踏襲した上、外商投資企業を投資性会社と非投資性会社に分けて、その再投資資金の移動や外商投資企業及び資金受取側の銀行での手続き際の提出書類を明確にしました。

【図表 6】外商投資企業による国内再投資資金の移動

企業分類	人民元 ^注 による国内再投資	外貨による国内再投資
投資性 外商投資企業	再投資資金を資金受取側の国内人民元口座に直接振替	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 新設又は増資の場合、投資先企業が外貨資本口座を開設、再投資資金を受取 ➢ 持分譲渡の場合、譲渡側が資本項目決済口座を開設、持分譲渡の対価資金を受取
非投資性 外商投資企業	持分譲渡以外の場合、投資先企業が元転後支払い待ち口座を開設、再投資資金を受取 持分譲渡の場合、関連人民元資金を持分譲渡側の国内人民元口座に直接振替	
企業分類	銀行で手続き際の提出書類	
外商投資企業	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「試行地区の国内再投資業務申請表」 ➢ 国内再投資に関する真実性の証明資料（投資契約、協議または企業関連権力機構による再投資に関する決議など） 	
資金受取側	関連外貨口座または元転後支払い待ち口座を開設する際の提出資料 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「試行地区の国内再投資業務申請表」 ➢ 社印を押印した営業許可証の写し 	

注：直接元転で得た人民元あるいは元転後支払い待ち口座内の人民元

（『実施細則 3』などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 銀行による資本項目の外貨登記を実施

➢ 外債関連登記手続きを完備

上海市に登録した非金融企業⁹は全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンスモデルで外債を借り入れる場合、その外債契約・変更登記手続きは、所在地の外貨管理局から銀行で直接取扱うことが可能となります。なお、登記抹消手続きの所在地の外貨管理局から銀行への取扱先の変更政策はすでに全国に普及しました。

『通知』の添付文書 4『上海市銀行による非金融企業の外債契約（変更）登記業務実施細則』（以下、『実施細則 4』）は、上海匯発[2022]4号に比べ、不動産企業、地方政府融資プラットフォーム等のために外債登記を行ってはならないことを強調したほか、オフショア銀行から借用するオフショア貸付金の管理を完備させ、「銀行で外債契約登記を行った後、外債残高が変動してから 15 営業日以内に上海市分

⁸ 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 695 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。
<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0748-XF-0105.pdf>

⁹ 不動産企業、地方政府融資プラットフォーム、ファイナンスリース会社、融資保証会社、商業ファクタリング会社、地方資産管理会社、小口ローン会社、質屋を除外。

局で非資金振替類の引出¹⁰/元本返済・利息支払を届出しなければならない」ことを新規定めました。

【図表 7】 銀行による非金融企業の外債登記・変更手続き

項目	内容
銀行への提出書類	<p>外債引出前に下記の書類を持参し、国家外債管理局上海市分局管轄内の銀行で外債契約（変更）登記手続きを行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「非金融企業外債登記申請表(マクロプルーデンスモデル)」(必要に応じ書面の説明書を添付) ✓ 社印を押捺した外債契約の主要条項の写し(海外で債券を発行する場合、引受協議書またはグローバル債券証明書などの証明資料の提供が必要) ✓ 前年度または直近 1 期の監査済の財務報告書 ✓ 当事者、通貨種類、金額、期限、利率、借金用途及び適用法律等の外債契約の主要条項に変更が発生し、外債変更登記を行う必要がある場合、元の「国内機構外債契約状況表」と関連業務登記証憑
オフショア銀行からオフショア貸付金を借用する場合	<ul style="list-style-type: none"> ➢ オフショア銀行から借用するオフショア貸付金を外債と見なし、国内借入者のクロスボーダー融資リスク加重残高の上限を占用 ➢ 銀行で外債契約登記を行った後、外債残高に変動が発生してから 15 営業日以内に外債管理局上海市分局で非資金振替類の引出/元本返済・利息支払を届出

(『実施細則 4』などに基づき、中国アドバイザー一部作成)

➢ 国外上場関連登記手続き時限を緩和

『通知』の添付文書 5『上海市銀行による国内会社の国外上場の登記及び変更・抹消登記業務実施細則』(以下、『実施細則 5』)は、上海匯発[2022]4号に比べ、H株全流通¹¹や増資のための株式発行に係る登記手続き時限の緩和、転換社債型新株予約権付社債の株式転換に係る登記手続き時限の新規追加を行いました。

【図表 8】 変更登記手続き時限の比較

登記事項	上海匯発[2022]4号	『実施細則 5』	変更点
H株全流通	証券監督管理委員会から認可取得後の 15 営業日以内に	変更事項完了後 ^{注1} の 20 営業日以内に	15 営業日から 20 営業日に緩和
増資のための株式発行	変更事項発生後の 15 営業日以内に	変更事項完了 ^{注2} 後の 20 営業日以内に	
転換社債型新株予約権付社債の株式転換	—	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一括で株式転換の場合、株式転換後 20 営業日以内に ✓ 複数回に分けて株式転換の場合、年末に当年発生した株式転換をまとめて登記 	手続き時限を明確化

(注 1) 証券監督管理委員会から認可取得後の 20 営業日以内に

(注 2) オーバーアロットメント、国内の特定対象向け株式を発行し資産を購入することを含む

(『実施細則 5』などに基づき、中国アドバイザー一部作成)

¹⁰ 非資金振替類の引出とは、非銀行債務者の外債引出額または外債元本残高に変動が発生し、外債管理局の関連情報システムに外債引出情報をフィードバックできない状況を指します。(国家外債管理局重慶市分局『業務指南 23』)

<https://www.safe.gov.cn/chongqing/2022/0517/2219.html>

¹¹ H株上場企業の非流通株を流通可能なH株に転換。

2024年1月19日、商務部は2023年の対中外国直接投資（FDI）実行額が前年比8.0%減の1兆1,339億1,000万元だったと発表した。FDIの鈍化を背景に、2月23日、李強首相が国務院常務会議を主宰し、今年重点経済政策として外資系企業の誘致強化を明確にした上、ビジネス環境の改善を推進する考えを表明しました。今回の『通知』は、越境貿易・投資の利便性を更に向上させる一環となります。さらに先日、外貨管理局は、貿易関連外貨業務の更なる最適化に関するパブリックコメントも打ち出し、引き続き当局の動向をフォローする必要があります。

*

具体的な実務手続等については、関連主管部門または所在地の法律事務所等にお問い合わせください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 経

Tel：021-3855-8888 (Ext: 1183)

E-mail：hao.jing@mizuho-cb.com

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。